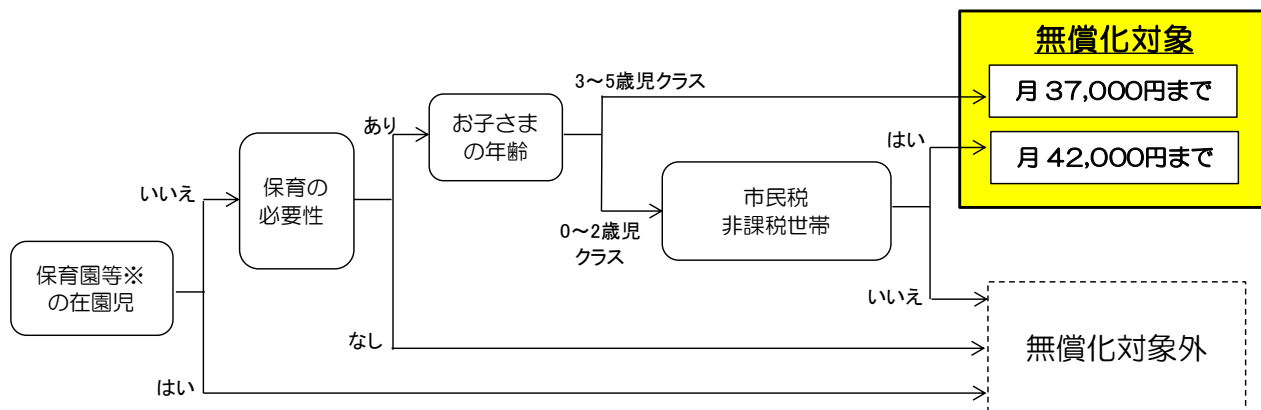


令和元年10月1日～開始

公立保育園の一時保育等の無償化について

公立保育園の一時保育、休日保育、緊急保育、年末保育、定期利用保育が令和元年10月以降の利用分から無償化の対象となる場合があります。

対象となるお子さまと金額



※ 保育園等…認可保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、認定こども園、企業主導型保育事業、幼稚園（平日8時間以上かつ開所日数200日以上）の預かり保育を提供している場合。

なお、無償化対象施設となる幼稚園や認可外保育施設に在籍している方が公立保育園の一時保育等を利用する場合でも、必要な手続きが在籍園経由となることや、金額が施設によって異なる場合があります。詳細は在籍園にお問い合わせください。

必要な手続き

○認定手続き

利用日の前月15日※までに八王子市に申請書類を提出し、保育の必要性の認定を受ける必要があります。認定申請に必要な書類一式は、八王子市ホームページに掲載しています。

※ 15日が土・日曜日又は祝日の場合は、その前の開庁日

○請求手続き（詳細は後日ホームページに掲載します。）

- 1 これまでどおり利用料を一旦お支払いいただきます。
- 2 請求書に次の書類の原本を添えて八王子市に提出
 - ・領収書（利用料お支払いの際に発行）
 - ・提供証明書（利用日の翌月以降に郵送）
- 3 八王子市が審査のうえ指定口座に振込

保育の必要性の詳細はこちら



認定申請書類はこちら



注意事項

- 利用料に含まれる給食費・おやつ代（内訳は裏面のとおり）は無償化の対象外となります。
- 領収書・提供証明書の原本は再発行できないため、請求手続まで大切に保管してください。
- 休日保育を利用の保育園在園児については、これまでどおり要件を満たせば休日保育料は無償となります。
- 他の認可外保育施設等を併せて利用する場合でも、上記金額の範囲内で無償となります。
- 八王子市外に在住の方は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課

一時保育等の無償化について 公立保育所担当 042-620-7447
認定について 入所担当 042-620-7369

特別保育料及び給食費一覧

| 種別 | 利用区分・利用時間 | | 特別保育料 | 給食費・おやつ代 |
|------------|--------------------|--------------------|------------|-----------|
| 一時保育 | 1日 | 午前8時30分から午後5時まで | 日額 3,200円 | うち 275円 |
| | A 4時間 | 午前8時30分から午後0時30分まで | 日額 1,600円 | うち 205円 |
| | B 5時間 | 午前9時30分から午後2時30分まで | 日額 2,000円 | うち 205円 |
| | C 6時間 | 午前10時から午後4時まで | 日額 2,400円 | うち 275円 |
| 緊急保育 | 午前7時30分から午後6時30分まで | | 週額 10,000円 | うち 1,375円 |
| 休日保育 | 午前7時30分から午後6時30分まで | | 日額 3,000円 | うち 70円 |
| 年末保育 | 午前7時30分から午後6時30分まで | | 日額 3,000円 | うち 70円 |
| 定期利用 保育 | 週12時間以上16時間未満 | | 月額 15,400円 | うち 3,300円 |
| | 週16時間以上20時間未満 | | 月額 19,800円 | うち 4,400円 |
| | 週20時間以上24時間未満 | | 月額 24,200円 | うち 5,500円 |
| | 週24時間以上28時間未満 | | 月額 28,600円 | うち 5,500円 |
| | 週28時間以上32時間未満 | | 月額 33,000円 | うち 5,500円 |
| | 週32時間以上36時間未満 | | 月額 37,400円 | うち 5,500円 |
| | 週36時間以上40時間以内 | | 月額 41,800円 | うち 5,500円 |